

大田区シルバー人材センター

個人情報保護及び情報公開要綱

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 個人情報保護
- 第 3 章 情報公開
- 第 4 章 救済手続
- 第 5 章 雑則

付 則

- 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、大田区シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報保護及び情報公開について必要な事項を定め、もってセンター事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 センター情報 センターの役員及び職員（以下「役職員」という。）が、職務上作成し又は取得した情報で、文書、図画、写真、ビデオテープ、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録され、センターの役職員が組織的に用いるものとして、センターが保有しているものをいう。ただし、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売又は交付することを目的として作成されたものを除く。
- 二 個人情報 個人に関するセンター情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）で、特定の個人が識別され又は識別され得るものをいう。
- 三 自己情報 個人情報で、当該本人に関するものをいう。
- 四 自己情報の開示 この要綱の規定に基づき、センターが自己情報を閲覧若しくは視聴に供し又はその写しを交付することをいう。
- 五 センター情報の公開 この要綱の規定に基づき、センターがセンター情報（この要綱の施行日以降に職務上作成し又は取得したセンター情報に限る。）を閲覧若しくは視聴に供し又はその写しを交付することをいう。
- 六 電子計算組織 与えられた処理手順に従って事務を自動的に処理する電子計算機の組織をいう。ただし、専ら文書作成・編集を本来的機能とするワードプロセッサは、これに含まない。

(センターの責務等)

第 3 条 センターは、個人情報保護及び情報公開の目的が十分に達成されるように、この要綱を解釈し運用しなければならない。

2 センターの役職員は、職務上知り得た個人に関する情報を、みだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 2 章 個人情報保護

(適正収集の原則)

第 4 条 センターは、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、当該業務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。

(収集禁止事項)

第5条 センターは、次に掲げる事項(以下「収集禁止事項」という。)に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次のいずれかに該当する場合は、収集禁止事項に関する個人情報を収集することができる。

- (1) 法律若しくはこれに基づく命令又は条例若しくは規則(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 個人情報を取り扱う業務の目的を達成するために、当該個人情報が必要かつ欠くことができないとき。

(収集の制限)

第6条 センターは、個人情報を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該本人から直接収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本人以外から収集することができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 当該個人情報が、出版、報道等によって公にされているとき。
- (4) 所在不明、心神喪失等の理由で本人から直接収集することができないとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の業務で、本人から収集したのでは業務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
- (7) 国若しくは地方公共団体から収集することが業務の執行上やむを得ないと認められる場合又は専ら学術研究若しくは統計の作成のために収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

2 本人又はその代理人による法令等に基づく申請等が行われた場合は、前項本文の規定による収集がなされたものとみなす。

(適正管理の原則)

第7条 センターは、個人情報の適正な管理及び保護を図るため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めること。
- (2) 個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損その他の事故を防止すること。

2 センターは、個人情報を保管する必要がなくなったときは、これを速やかに廃棄し又は消去しなければならない。

(委託に係る措置)

第8条 センターは、個人情報に係る業務の処理をセンター以外のものに委託しようとするときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第9条 センターから個人情報を取り扱う業務の処理を受託したものは、個人情報の漏えい、紛失、改ざん、破損の防止その他の個人情報の適正な管理及び保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する受託業務に従事している者又は従事した者は、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし又は当該業務以外の目的に使用してはならない。

(適正利用の原則)

第10条 センターは、収集した個人情報を業務の目的に即して、適正に利用しなければならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 センターは、個人情報を収集の目的の範囲を超えて利用し(以下「目的外利用」という。)又はセンター以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究若しくは統計の作成のために利用し又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) センター内で利用する場合又は国若しくは地方公共団体に提供する場合で、業務に必要な限度で利用又は提供し、かつ、利用又は提供することに相当な理由があると認められるとき。

3 センターは、前項の規定により目的外利用又は外部提供をするときは、本人の権利利益を侵害することがないように十分配慮しなければならない。

(外部提供に係る措置)

第12条 センターは、センター及びセンターから委託を受けた者以外のものへ個人情報を外部提供する場合は、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法その他の必要な制限を付し又はその取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算組織への記録等)

第13条 センターは、第5条に規定する収集禁止事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、同条第2項の規定に基づき収集された収集禁止事項に関する個人情報については、この限りでない。

(電子計算組織の結合の制限)

第14条 センターは、個人情報を処理するために、原則として、センターとセンター以外のものの電子計算組織とを通信回線その他の方法により結合してはならない。ただし、センターが必要と認めたときは、第12条に規定する制限を付し又は措置を求めるほか、電子計算組織の結合に伴い必要となる特別の措置を講じたうえで、通信回線による電子計算組織の結合により外部提供を行うことができる。

2 通信回線による電子計算組織の結合により外部提供を行う場合において、センターは、次のいずれかに該当する場合で個人情報の適正な管理及び保護を図るためその必要があると認めるときは、当該結合に係る電子計算組織の所有者、管理者等について調査し、必要に応じて報告を求めるものとする。

- (1) 個人情報の漏えい、改ざん等が行われ又は行われるおそれがある場合
- (2) 個人情報が外部提供する目的の範囲を超えて不正に利用され又は利用されるおそれがある場合
- (3) 事項、災害等が発生した場合

3 センターは、前項の規定による調査の結果又は報告の内容から判断して必要があると認めるときは、電子計算組織の結合の一時中断その他個人情報の保護に必要な措置を講

じるものとする。

(自己情報の開示)

第15条 本人又はその代理人は、センターが保有している自己情報の開示を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示の請求に応じないことができる。
 - 一 法令等の規定により、開示することができないとされているもの
 - 二 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等(以下「評価等」という。)に関するもので、開示することにより本人の利益を損ない又は当該評価等に係るセンターの適正な業務執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの
 - 三 取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することによりセンターの適正な業務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの
 - 四 開示することにより、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるもの
 - 五 国若しくは地方公共団体又は公共的団体との間における協議、協力等により作成し又は取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められるもの
- 3 センターは、開示の請求に係る自己情報の中に、開示に応じないこととする自己情報が含まれている場合において、その部分を容易にかつ開示の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて開示の請求に応じなければならない。
- 4 センターは、開示の請求に応じないこととした自己情報であっても、期間の経過により第2項各号のいずれにも該当しなくなったときは、開示の請求に応じなければならない。

(訂正等の請求)

第16条 自己情報の事実に関する部分に誤りがあると認める者は、センターに対して、その誤りであることを疎明する書類等を提出し又は提示して当該自己情報の訂正を請求することができる。

- 2 第4条、第5条又は第6条第1項の規定に違反して、自己情報が収集されたと認める者は、センターに対し当該自己情報の削除を請求することができる。
- 3 第11条の規定に違反して、自己情報が目的外利用され又は外部提供されたと認める者は、センターに対し当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止(以下「利用中止」という。)を請求することができる。

(請求の方法)

第17条 第15条第1項の規定による開示の請求、前条第1項の規定による訂正の請求、同条第2項の規定による削除の請求又は同条第3項の規定による利用中止の請求(以下「開示等の請求」という。)をしようとする者(以下「請求者」という。)は、センターに対し、当該請求の本人であることを明らかにするために必要な書類を提出又は提示し、次に掲げる事項を記載した自己情報開示等請求書(様式1)を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
 - (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) その他センターが必要と認めた事項
- 2 開示等の請求を代理人が行うときは、センターに対し、代理権を証する書類及び代理

人自身であることを明らかにするために必要な書類を提出又は提示しなければならない。

3 第1項に規定する本人であることを明らかにするために必要な書類又は前項に規定する代理人自身であることを明らかにするために必要な書類は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- 一 官公署の発行した免許証又は身分証明書で写真に浮き出しプレスによる証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるもの
- 二 センターが請求者に対し、文書で行った照会に対する回答書
- 三 その他センターが適当と認める書類

(開示等の請求に対する決定等)

第18条 センターは、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあっては14日以内に、その他の請求にあっては20日以内に、当該請求に応じるか否かを決定し、その旨を自己情報開示等決定通知書(様式2)により速やかに請求者に通知しなければならない。

2 センターは、前項において当該請求に応じない決定(請求の一部について応じない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて請求者に通知しなければならない。

3 センターは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に当該請求に対する可否を決定することができないときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、センターは当該延長の理由及び請求に対する可否を決定することができる時期を、自己情報開示等決定延期通知書(様式3)により速やかに請求者に通知しなければならない。

4 センターは、第1項に規定する場合において、自己情報が存在しないときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内にその旨を決定し、自己情報不存在通知書(様式4)により速やかに請求者に通知しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の自己情報が存在しない場合について準用する。

(決定後の手続)

第19条 センターは、前条第1項の規定により自己情報の開示等の請求に応じることを決定したときは、速やかに開示、訂正、削除又は利用中止しなければならない。

2 センターは、外部提供をしている場合において、前条第1項の規定により、訂正、削除又は利用中止の請求に応じることを決定したときは、その旨を当該個人情報の外部提供を受けているものに対し、個人情報訂正等通知書(様式5)により通知し又はその他必要な措置を講じなければならない。

(開示の方法)

第20条 センターは、自己情報を開示するときは、センターが指定する日時及び場所において、閲覧、視聴又は写しの交付によって行うものとする。この場合において、請求者は、自己が当該開示等の請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを証する書類を提出又は提示しなければならない。

第3章 情報公開

(公開の請求)

第21条 何人も、センターに対し、センター情報の公開を請求(以下「公開請求」という。)することができる。

(非公開情報)

第22条 センターは、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)については、公開しないことができる。

- 一 個人情報。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報

- (2) 公表することを目的として、センターが作成し又は取得した情報
- 二 法人その他の団体(以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- (1) 法人等又は個人の事業活動によって生じ又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、身体及び健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (2) 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ又は生ずるおそれのある支障から、人の安定した社会生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- (3) (1)及び(2)に掲げる情報のほか、公開することが公益上必要であると認められる情報
- 三 センターが行う事務事業に関する情報であって、次に掲げるもの。
- (1) 契約予定価格、試験問題、人事記録、争訟又は交渉の方針その他センターが行う事務事業に関する情報で、当該事務事業の性質上、公開することにより当該事務事業の公正、適正な実施又は運営を著しく困難にするおそれのあるもの。
- (2) 公開することにより、犯罪等の発生を招くおそれのあるもの。
- (3) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体から取得した情報であって、公開することにより、これらの団体との協力関係を損なうおそれのあるもの
- (4) センターの事務事業に係る意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思決定を妨げるおそれのあるもの。

四 法令等の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(公開義務)

第23条 センターは、公開請求があったときは、非公開情報を除き、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、当該公開請求に係るセンター情報を公開しなければならない。

- 2 センターは、公開請求に係る情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報の部分とそれ以外の部分とを容易に区分することができるときは、公開請求者に対し、当該非公開情報を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該非公開情報を除いて公開することが制度の趣旨に合致しないと認めるときは、その全部を公開しないことができる。

(公開請求の方法)

第24条 公開請求をしようとする者は、センターに対して、情報公開請求書(様式6)を提出しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第25条 センターは、前条の規定による公開請求があったときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該公開請求に対するセンター情報の公開の可否を決定しなければならない。

- 2 センターは、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を書面で公開請求者に通知しなければならない。

- 3 センターは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該公開請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、センターは、速やかに当該延長の理由を書面で公開請求者に通知しなければならない。

- 4 センターは、第1項の規定により公開しない旨の決定(情報の一部を公開しない旨の

決定を含む。以下「非公開決定」という。)をする場合は、第2項の規定による書面にその理由を付記しなければならない。

5 センターは、非公開決定をする場合において、公開しないこととした情報が、期間の経過により非公開とする必要がなくなることが明らかとなるときは、公開できる時期を書面で公開請求者に通知するものとする。

6 センターは、第1項に規定する場合において、公開請求に係るセンター情報が存在しないときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して14日以内にその旨を書面で公開請求者に通知しなければならない。

7 第2項から前項までに規定する書面の様式は、様式7から様式9までとする。

(第三者保護手続)

第26条 センターは、センター情報の公開の可否を決定をする場合において、当該公開請求に係るセンター情報に、公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 センターは、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、当該センター情報を公開する旨の決定(センター情報の一部を公開する旨の決定を含む。)をするときは、その旨を当該第三者に通知しなければならない。

3 センターは、前項に定める通知をしたときは、通知をした日の翌日から起算して14日を経過した日以降に、センター情報の公開を行わなければならない。

(公開の方法)

第27条 センター情報の公開は、センターが指定する日時及び場所において行うこととする。

2 センターは、公開請求に係るセンター情報を直接公開することにより、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき又は公開請求に係るセンター情報の一部を公開しないとき、その他相当の理由があるときは、当該センター情報を直接公開せず、その写しにより公開することができる。

3 センター情報の公開は、次の各号に掲げるセンター情報の種類に応じ当該各号に定める方法により行う。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 一 文書、図画又は写真 | 閲覧又は写しの交付 |
| 二 磁気テープ、磁気ディスク等に記録されたもの | 出力されたものの閲覧又は写しの交付 |
| 三 ビデオテープ又は録音テープ | 視聴又は写しの交付 |

4 センターは、自己情報又はセンター情報の閲覧又は視聴を受ける者が、当該閲覧又は視聴に係る自己情報又はセンター情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該自己情報又はセンター情報の閲覧又は視聴を中止することができる。

第4章 救済手続

(苦情の申出)

第28条 何人も、センターに対し、自己情報の取扱についての苦情を申し出ることができる。

2 センターは、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、速やかに調査し、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

(救済手続)

第29条 第18条又は第25条の決定に不服がある者は、センターに対して不服の申し立てをすることができる。

第5章 雑則

(情報提供)

第30条 センターは、この要綱に基づく自己情報の開示又はセンター情報の公開のほか、情報提供の拡充に努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第31条 センターは、センター情報の検索に必要な資料等を作成し、閲覧に供するよう努めるものとする。

(費用負担)

第32条 自己情報の開示又はセンター情報の公開を申請する者は、別表に定める手数料を納めなければならない。

2 既に納めた手数料は、返還しない。ただし、センターが特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 第1項に規定する手数料は、センターが特別の理由があると認めるときは、その額を減額し又は免除することができる。

(法令等との調整)

第33条 この要綱は、法令等の規定により、開示等の請求、公開請求その他これらに類する請求に係る手続きが定められている場合については、適用しない。

2 前項に規定するものの他、センターが管理する施設等において、閲覧に供し又は貸し出すことを目的とした図書、ビデオテープ等については、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に、センターの役職員が作成し又は取得した情報について、自己情報の開示請求又はセンター情報の公開請求があった場合においては、可能な限りこれに應ずるよう努めるものとし、その取扱いは、この要綱に定める該当規定の例による。